工事差止訴訟提訴にあたって

(2017年3月6日)

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求 原告団 608 名 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求 弁護団 11 名

本日、長崎地方裁判所佐世保支部に「石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求」を提出しました。

この問題については、2016(平成28)年2月2日に長崎地裁佐世保支部に申立てた「石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立」が2016年12月20日に却下され、福岡高裁に12月28日に即時抗告した経緯があります。

申立に対する却下理由について熟慮を重ねた結果、「石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事」にかかる影響は長崎地裁佐世保支部の却下理由を遙かに超えるものであることから、以下に記す視点に立って、仮処分却下即時抗告に替えて、本訴に踏み切りました。

- 1. 工事差止仮処分申立却下理由として、①緊急性を第一義にする、②行政訴訟法44条から、石木ダムの必要性など、事業認定の不当性・違法性に関わることは考慮しない、③税金の使われ方や自然破壊なども考慮しない、など多くの限界が示された。
- 2. 上記3点についてじっくり迫る。
- 3. 本訴係争中に工事案件が強行される場合は、即座に工事差止仮処分を申立てる。

この訴訟で明らかにすることは、

- 1. 石木ダム事業は治水・利水両面でまったく必要性がないこと
- 2. 不要な石木ダム事業が遂行されることで、生活基盤と地域社会が奪い取られるという13 世帯皆さんの人権が破壊されること。
- 3. 不要な石木ダム事業が遂行されることで、貴重な自然環境が破壊されること。
- 4. 不要な石木ダム事業が遂行されることで、税金や水道料金を支払っている私たち主権者 自身がその加害者になってしまうこと。
- 5. 不要な石木ダム事業が遂行されることで、税金や水道料金を支払っている私たち主権者 自身が必要とすることに回る財源が減少し、不利益を被ること。 などです。

参考:原告内訳

- ●事業地内居住者 42
- 非居住の地権者 139(川棚町民25, 佐世保市民38, 他の長崎県民42, 県外民34)
- ●非地権者・川棚町民 95
- ●非地権者・佐世保市民 90
- ●非地権者・2 地区外長崎県民 151
- ●非地権者・県外民 91

連絡先: 石木ダム対策弁護団事務局 弁護士 平山博久(黒崎合同法律事務所) 電話 093-642-2868番